

在職年数をもとに上級の免許状を取得する方法（別表第3）

（1）助教諭免許状から二種免許状に上進する場合

幼稚園助教諭免許状取得後，幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13
幼稚園助教諭免許状取得後，大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

領域に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数							
	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目	5	4	4	3	3	2	2

	最低修得単位数	30	27	24	21	18	15	12	9	
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2以上の科目について、各2単位以上					2以上の科目について、各2単位以上		2単位以上	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）									
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）									
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程									
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	4単位以上					2つの科目について、各2単位以上		2単位以上	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）									
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2単位以上					1単位以上		1単位以上	
	幼児理解の理論及び方法									
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2単位以上					1単位以上		1単位以上		

大学が独自に設定する科目	—
--------------	---

- ◇ 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員及び幼保連携型認定こども園の保育教諭又は講師としての期間を含む。

〔別表第3の第3欄〕

また、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設で従事した期間も含む。

〔施行規則第67条〕

- ◇ 最低在職年数（6年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

〔別表第3備考第7号、施行規則第68条〕

- ◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

- ◇ 各単位は、免許法認定講習、大学の公開講座又は通信教育等において修得した単位をもって替えることができる。

〔別表第3備考第6号〕

- ◇ 「領域に関する専門的事項に関する科目」並びに「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の各最低修得単位数に不足する単位数については、各科目の中から修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、両科目から任意に修得すること。

(2) 幼稚園教諭二種免許状から一種免許状を取得する場合

① 短期大学卒業等の場合

幼稚園教諭二種免許状取得後，幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12
幼稚園教諭二種免許状取得後，大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

領域に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数								
	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目	4	4	3	3	2	2	1	1

	最低修得単位数	20	18	16	14	13	11	9	7
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3単位以上						2単位以上	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）								
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）								
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解								
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）								
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2つの科目について、各2単位以上						2単位以上	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）								
	幼児理解の理論及び方法	1単位以上						1単位以上	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									

大学が独自に設定する科目	6	5	5	4	4	3	3	2
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---

- ◇ 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員及び幼保連携型認定こども園の保育教諭又は講師としての期間を含む。

〔別表第3の第3欄〕

また、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設で従事した期間も含む。

〔施行規則第67条〕

- ◇ 最低在職年数（5年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

〔別表第3備考第7号、施行規則第68条〕

- ◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

- ◇ 各単位は、免許法認定講習、大学の公開講座又は通信教育等において修得した単位をもって替えることができる。

〔別表第3備考第6号〕

- ◇ 「大学が独自に設定する科目」の修得方法は、「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」から修得すること。

- ◇ 「領域に関する専門的事項に関する科目」並びに「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の各最低修得単位数に不足する単位数については、各科目の中から修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、両科目から任意に修得すること。

②大学卒業等の場合（大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し93単位以上修得した者を含む。）

幼稚園教諭二種免許状取得後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6
幼稚園教諭二種免許状取得後、大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	25	20	15	10

領域に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数				
	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目	2	2	1	1

	最低修得単位数	12	10	9	7
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3単位以上	2単位以上		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2つの科目について、各2単位以上	2単位以上		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	1単位以上	1単位以上		
	幼児理解の理論及び方法				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					

大学が独自に設定する科目	5	4	3	2
--------------	---	---	---	---

- ◇ 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員及び幼保連携型認定こども園の保育教諭又は講師としての期間を含む。

〔別表第3の第3欄〕

また、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設で従事した期間も含む。

〔施行規則第67条〕

- ◇ 最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

〔別表第3備考第7号、施行規則第68条〕

- ◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

- ◇ 各単位は、免許法認定講習、大学の公開講座又は通信教育等において修得した単位をもって替えることができる。

〔別表第3備考第6号〕

- ◇ 「大学が独自に設定する科目」の修得方法は、「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」から修得すること。

- ◇ 「領域に関する専門的事項に関する科目」並びに「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の各最低修得単位数に不足する単位数については、各科目の中から修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、両科目から任意に修得すること。

(3) 一種免許状から専修免許状に上進する場合

幼稚園教諭一種免許状取得後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
幼稚園教諭一種免許状取得後、大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	15 ※1

※1 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、「大学が独自に設定する科目」について修得すること。

〔別表第3備考第4号〕

◇ 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員及び幼保連携型認定こども園の保育教諭又は講師としての期間を含む。

〔別表第3の第3欄〕

また、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設で従事した期間も含む。

〔施行規則第67条〕

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕